

広島県告示第三百十七号

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表二二一の項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。